

福井県後期高齢者医療広域連合告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合規約を変更したので、次のとおり告示する。

平成24年7月9日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村新一

- 1 福井県後期高齢者医療広域連合規約 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成24年7月9日

## 福井県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福井県指令市第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福井県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担割合の算定について適用し、平成25年度以前の年度分の負担割合の算定については、なお従前の例による。